

情報広場 幸手

休日・夜間納税相談

▼休日納税相談

とき 4月28日(日)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
ところ 納税課
▼夜間納税相談
とき 4月10日(水)午後5時15分～9時
ところ 納税課

市役所休日開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)、市役所の一部を開庁します。4月は28日(日)です。ご利用ください。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課
※詳細については、各担当課にお問い合わせください。

上下水道料金夜間窓口

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2

特別障害者手当・障害児福祉手当

重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を要する人を対象にした手当です。障害者手帳の所持で支給されるものではなく、所得や医師の診断書に基づき支給判定しています。

手当の詳細については、お問い合わせください。

また、4月から手当の支給額が改定されましたのでお知らせします。

○特別障害者手当(月額)

改定前 2万6940円
改定後 2万7200円

○障害児福祉手当(月額)

改定前 1万4650円
改定後 1万4790円

○経過的福祉手当(月額)

改定前 1万4650円
改定後 1万4790円

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435・FAX(43)5600

就学援助の申請受付

小・中学生がいる家庭で、学用品費や給食費などの支払いが困難な家庭に、費用の一部を援助します。

対象

・世帯の前年所得の合計が、市の定める基準額以下の家庭
・生活保護が停止・廃止された家庭

■2月の幸手市内の消防出動件数／救急車出動件数229件(交通事故19件、急病149件、その他61件) 火災発生件数3件 火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは ☎(42)9119(幸手消防署))

浄水場を開庁しています。4月は23日(火)と25日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120

お知らせ



水道管理課から

▼上下水道料金が納付できる 取扱金融機関を追加

4月1日から幸手市上下水道料金がみずほ銀行本・支店でも窓口納付、口座振替できるようになりました。口座振替のお手続きは、銀行窓口にて銀行印と通帳持参の上、お願いします。

▼上下水道料金の徴収委託

上下水道の検針および料金の徴収事務については、平成32年3月31日まで㈱日本ウォーターテックスに委託しています。

▼上下水道料金の支払方法

◎口座振替／つぎの各金融機関の窓口にて銀行印と通帳持参の上、

手続きをお願いします。支払い忘れ、支払に向く手間が省ける口座振替をぜひご利用ください。

金融機関窓口 武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、りそな銀行、栃木銀行、みずほ銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、埼玉みずほ農協、ゆうちょ銀行・郵便局

◎納入通知書／裏面に記載された金融機関およびコンビニエンスストアをご利用ください。

▼水道管理課からお願い

水道水が供給されている建物の解体や敷地の整地の際、水道メーターが支障となる場合には、事前に水道管理課へご連絡ください。なお、設置された水道メーターを破損・紛失した場合は、補償していただきますのでご注意ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120

平成31・32年度入札参加資格審査申請の受付

幸手市(水道事業を含む)の平成31・32年度の「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の競争入札参加資格審査に係る追加申請の受付を行います。

なお、受付は県と埼玉県電子入札共同システム参加自治体との共同窓口で実施します。

▼新規申請

※政治的活動、宗教的活動、営利活動を目的とする団体・事業を除く。

事業内容 子育て家庭(妊婦などを含む)を応援する事業(例／子育てに関する勉強会の開催、交流事業など)

実施期間 交付決定の日より翌年3月31日(火)

補助額 上限30万円／団体

申請書類 こども支援課、児童館、市役所総合案内のほか、市ホームページで配布

申込み 4月1日(月)～5月7日(火)必着

※申請書類に必要事項を記入の上、こども支援課に持参または郵送(〒340-0152 幸手市天神島1030-1)

問合せ こども支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

ウエルス幸手トレーニング室の団体向け開放

とき 月曜、火曜、木曜日の午前9時～午後4時50分
※祝日、市の事業で使用する日を除く。

対象 高齢者の健康づくりのために定期的に活動している団体(要事前登録)

※対象となる団体、ご利用に関する詳細については、お問い合わせ

受付 4月1日(月)～4月19日(金)

▼追加申請

受付 4月1日(月)～4月26日(金)

有効期間 7月1日～2021年3月31日

※申請書類および受付方法などについては、市ホームページ(契約管財課または県ホームページ(入札審査課)をご覧ください。

問合せ 契約管財課 内線262

65歳以上の人の お宅を訪問

介護福祉課職員や地域包括支援センター職員が、65歳以上の独居や高齢者のみ世帯等を訪問し、健康や生活上の困りごとはないか伺っています。なお、訪問の際は身分証を携帯しておりますので、必ずご確認ください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(43)5600

幸手市教育大綱(第2次)を策定

本市の教育、学術および文化の更なる振興を図るための基本となる目標や施策を定めた「幸手市教育大綱第2次」を策定しました。各公民館・図書館のほか、市ホームページでも閲覧できます。

問合せ 総務課 内線622・FAX(43)3188

してください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(43)5600

介護認定調査員の募集

資格 介護支援専門員、介護福祉士、看護師、保健師いずれかの資格および運転免許証を有する人

業務 要介護認定申請者宅への訪問調査

勤務 週3日程度

※調査件数2～3件/日

募集人数 1名

申込み 4月19日(金)まで

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(43)5600

固定資産税資料の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳(名寄帳)について、つぎの期間、無料で縦覧・閲覧することができます。

期間 4月1日(月)～5月31日(金)午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜、祝日を除く。

※固定資産課税台帳(名寄帳)は、1年を通じて閲覧できますが、期間外に閲覧する場合は手数料がかかります。

ところ 税務課

対象 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧／固定資産税の納税者と

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立を受けて、幸手市では4月1日から、市内公共施設の敷地内は原則禁煙です。また、電子タバコも禁止です。



敷地内禁煙



.....

喫煙マナーの向上にご協力を

○歩きたばこはやめましょう
火のついたたばこは約700度になります。たばこを持った手を下げた場合、小さなお子さんの顔の高さと同じ位になりとても危険です。たばこの火は、すれ違う人や後方を歩いている人などに対しても同じく危険です。また、煙や灰も周辺の人に大変不快な思いをさせてしまいます。

○ポイ捨てはやめましょう

ポイ捨ては、火災の原因やまちの美観を損ねます。携帯灰皿を持ち歩くようにして、ポイ捨ては絶対にやめましょう。

○吸わない人への配慮を

公共の場など、不特定多数の人がいる場所では、極力喫煙を控えましょう。どうしても喫煙する場合は、周囲の人に煙や灰がかからないように気配りをしましょう。

その同居の親族、または納税管理人

固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧／固定資産税の納税義務者とその同居の親族、または納税管理人、借地借家人

持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの、借地借家人は賃貸借契約書など

※対象者以外の人は、委任状が必要です。

問合せ 税務課 内線137・FAX(43)1125

環境課からお知らせ

▼適正な浄化槽の維持管理を

◎清掃・保守点検・法定検査
管理を怠ると、悪臭などにより近隣に迷惑をかけてしまう恐れがあります。浄化槽がその機能を十分に發揮するために、適正な維持管理をしましょう。

▼合併処理浄化槽設置費一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。条件により補助の対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 環境課 ☎(48)0331